

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730092

研究課題名(和文) 民事執行手続への責任財産性の反映のあり方に関する研究

研究課題名(英文) The Study of Ownership and Registration of Subject Matter of Civil Execution

研究代表者

青木 哲 (AOKI, Satoshi)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：40313051

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：不動産に対する強制執行は、原則として、執行債務者が対象不動産の登記上の所有者である場合に開始される。この研究の目的は、債務者が登記上の所有者であることの執行手続における意義を明らかにするものである。この研究において、主として、法人格のない社団に対する強制執行の手続のあり方を検討した。この研究の結果、債務者が登記上の所有者であることの意義は、執行裁判所が不動産の所有者を登記により判断することにあるとともに、登記上の所有者を手続上の当事者とすることにあることを示した。

研究成果の概要(英文)：Compulsory execution against real property may be commenced, when obligor is registered owner of the subject matter. The purpose of this study is to clarify why obligor must be registered owner. The main issue of this study is compulsory execution against an association which is not a juridical person. One result of this study is to show that obligor must be registered owner, because only register can be proof of the ownership and because due process should be given to the registered owner.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事執行法 権利能力なき社団 強制執行 担保不動産執行 第三者異議の訴え 執行証書 財産開示
不動産登記

1. 研究開始当初の背景

債務名義に基づいて強制執行(金銭執行)の手続を開始することができる対象は、実体法上、執行債務者が有する財産(責任財産)に限られる。執行手続上、執行機関(執行裁判所、執行官)は、登記や所持といった外観に基づいて執行債務者の財産かどうかを判断する。

ここで、ある財産に対する執行手続の開始可能性(差押えの適法性)と実体法上の強制執行の正当性(対象財産の責任財産性)とは、ズレが生じうる。ズレが生ずるのは、実体法上強制執行が正当化される(対象財産が執行債務者の責任財産に帰属する)のに、執行手続を適法に開始することができない場合と、実体法上強制執行が正当化されない(対象財産が執行債務者の責任財産に帰属しない)のに、執行手続が適法に開始される場合である。

前者の場合(実体法上強制執行が正当化されるのに、執行手続を適法に開始することができない場合)のうち、その原因が、外観と実体の不一致にある場合には、不動産であれば、債権者代位により執行債務者に登記を移すという方法があり、また、動産であれば、執行債務者の占有者に対する引渡請求権を差し押さえる方法がある。後者の場合(実体法上強制執行が正当化されないのに、執行手続が適法に開始される場合)には、執行対象財産の所有権を主張する第三者が提起する第三者異議の訴えにより救済が図られることになる(ただし、実体法上、権利外観法理により、または、対抗要件を具備していないことにより、第三者の権利主張が認められないことがある)。

これらの手続について、執行力の範囲や第三者異議の訴えについて研究の蓄積があり、また、個別の問題ごとに判例評釈等を通じて研究がされているが、この問題を総合的に検討・分析する研究は十分にはなされていない。

2. 研究の目的

本研究は、債務名義に基づいて金銭執行を開始する際に、執行対象財産が執行債務者の責任財産に属すること(責任財産性)を、執行手続においてどのように反映させるのかという問題を対象とする。

執行力の範囲や外観主義、第三者異議の訴えについて、従来の議論をふまえ、個別の問題ごとになされてきた議論の検討・分析を通じて、対象財産の責任財産性を金銭執行に反映させる手続のあり方を、より一般的に明らかにすることが、この研究の目的である。

3. 研究の方法

関連する立法の検討と裁判例の分析を通じて、日本法における問題の所在を明らかにしたうえで、ドイツ法の調査を行い、日本法の問題について考察をする。

具体的には、関連する立法として、民事執行法・民事執行規則の諸規定のほか、有限責

任事業組合契約法 21 条(債務名義に表示された当事者が組合である場合において、当該組合の組合員に対し強制執行をすることができる)、信託法 23 条(受託者に対する債務名義に基づく信託財産に対する強制執行において、債務名義に表示された債権が信託財産責任負担債務ではない場合に、第三者異議の訴えに準じた訴えの提起を認める)などの諸規定を対象とした。

また、関連する判例・裁判例として、最判昭和 40 年 3 月 26 日民集 19 巻 2 号 508 頁(強制執行の目的物について、第三者異議の訴えが提起されたのに対し、債権者から詐害行為取消の反訴が提起され、反訴が認容されるべき場合には、本訴である第三者異議訴訟は棄却されるべきである)、最判昭和 53 年 9 月 14 日判時 906 号 88 頁(いわゆる法人格否認の法理により確定判決の内容である債務を第三者が負う場合においても、判決の既判力及び執行力の範囲を当該第三者に拡張することは許されない)、最判平成 5 年 12 月 17 日民集 47 巻 10 号 5508 頁(民事執行法 184 条を適用するためには、競売不動産の所有者が不動産競売手続上当事者として扱われたことを要し、所有者がたまたま不動産競売手続が開始されたことを知り、その停止申立て等の措置を講ずることができたというだけでは足りない)、最判平成 11 年 11 月 29 日民集 53 巻 8 号 1926 頁(貸金庫の内容物については、利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権を差し押さえる方法により、強制執行をすることができる)。

最判平成 17 年 7 月 15 日(第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されない)、最判平成 22 年 6 月 29 日民集 64 巻 4 号 1235 頁(権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者が、構成員の総有不動産に対して強制執行をしようとする場合、債権者は、上記不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の上記債権者と当該社団及び上記登記名義人との間の確定判決等を提出して、当該社団を執行債務者とする強制執行の申立てをすることができる)、最決平成 23 年 2 月 9 日民集 65 巻 2 号 665 頁(権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を有する債権者が、構成員の総有不動産に対して仮差押えをする場合において、上記不動産が当該社団の構成員全員の総有に属する事実を証する書面を提出して、当該社団を債務者とする仮差押命令の申立てをすることができ、この書面は、上記事実を証明するものであれば足り、必ずしも確定判決等であることを要しない)、東京高決平成 14 年 5 月 10 日金法 1659 号 55 頁(債権執行の対象債権が外形

上執行債務者の責任財産とは認められない場合であっても、前記債権が真実執行債務者の責任財産に帰属することを証明した場合には、執行裁判所は、適法に執行手続を開始しうる)などを対象とした。

4. 研究成果

(1) 不動産に対する強制執行は、原則として、執行債務者が対象不動産の登記上の所有者である場合に、開始される(民事執行規則23条)。後掲〔学会発表〕、後掲〔雑誌論文〕は、強制執行による侵害を受ける者に、執行手続の当事者として、手続的適法性や実体的正当性を争う機会が与えられるべきであるとの観点から、強制執行により所有権の侵害を受ける対象不動産の所有者が執行債務者とされていることが原則として必要であること、強制執行により登記上の利益の侵害を受ける登記名義人が執行債務者とされる必要があり、この点に、執行債務者を所有者とする登記が必要であるとの原則の根拠があることを示した。

権利能力のない社団においては、社団名義の登記をすることができないことから、社団の構成員の総有に属する不動産は、社団の代表者などの第三者の名義で登記がされる。後掲〔学会発表〕、後掲〔雑誌論文〕は、所有者および登記名義人が執行債務者とされることの必要性という観点から、権利能力のない社団に対する債権者が社団構成員の総有不動産に対して強制執行をする場合には、社団を執行債務者として扱うとともに、登記名義人を執行債務者に準じて扱うことを提案した。また、後掲〔学会発表〕、後掲〔雑誌論文〕は、社団の債権者による第三者名義で登記された不動産に対する強制執行および仮差押えについて判示した前掲最判平成22年6月29日および前掲最決平成23年2月9日の分析を行い、第三者名義の登記のままで執行手続を行う場合に生じうる諸問題(例えば、登記名義人の債権者による差押えが競合した場合の手続の進め方)について検討した。

関連して、登記名義人の債権者による不動産の差押後に、目的不動産が譲渡され、登記が譲受人に移転した場合に、譲渡人の債権者が重ねて差押えをすることができるのか、譲受人の債権者が手続を開始することができるのかという問題がある。この場合には、差押後に所有権の登記が移転するが、先行する手続において差押えに後れる譲渡は無視され、譲受人が所有者として扱われる。後掲〔雑誌論文〕は、この点について検討を試みたものである。

これらの研究成果により、不動産執行において執行債務者が対象不動産の登記上の所有者であることの根拠として、執行債務者の所有を登記に基づいて判断することに加えて、登記名義人に当事者としての手続関与の機会を与えるという意義があることを示し

た。このことは、特に、権利能力のない社団の構成員の総有に帰属する不動産に対する強制執行や仮差押えにおける手続上の諸問題の解決の手がかりとなるものであると考える。

(2) 不動産に対する強制執行と担保不動産執行について、対象不動産が執行債務者(または所有者)の責任財産に帰属しない場合に、競落人が所有権を取得するのかどうかについて、債務名義が無効の場合や担保権が無効または不存在である場合(前掲最判平成5年12月17日)と比較して検討を行った。この点に関する研究成果を含むものとして、後掲〔学会発表〕および後掲〔雑誌論文〕を発表した。債務名義(執行証書)が無効であっても、競売による買受人への売却の効果を有効とすべきであることを主張し、このことを、不動産の所有者が執行手続の当事者とされ、救済手段を行使すべきであったことにより根拠づけたものであり、不動産の所有者が執行手続の当事者とされることの意義として、救済手段を行使する機会を与えるという意義があることを示した。

(3) 債権者が債務者の責任財産としてどのような財産があるのかを知るための手続として、財産開示手続がある。後掲〔雑誌論文〕、後掲〔図書〕は、ドイツにおける財産開示手続について行った現地調査および文献調査をまとめ、日本法への示唆(対象となる債務名義の範囲の拡大、要件の緩和、制裁の強化)を得たものである。ドイツにおける立法の動きは、日本における今後の財産開示制度をめぐる議論においてしばしば参照されている。

また、債務者の責任財産の範囲に関連して、債権執行の対象債権の特定と超過差押えに関する研究を行った。後掲〔雑誌論文〕は、債務者が財産開示をしない場合には、超過差押えの制約が緩和されるべきであることを論じた。具体的には、債務者が財産開示手続により開示した財産から判断して、超過差押えにならない場合には、執行債権額の制約なく、複数の金融機関や複数の支店の預金債権を対象として差押えをすることができることを主張した。この論文は、債権執行における預金の特定と超過差押えをめぐる従来の議論を整理するとともに、預金の特定の困難さの原因の1つが超過差押えの制約にあると考え、債権執行における預金の特定について新たな視点を示したものである。民事執行法の教科書には、この論文を引用し、上記の主張を支持するものもある(平野哲郎『実践民事執行法民事保全法(第2版)』(日本評論社、2013年)247頁)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

青木哲、無効な債務名義に基づく強制競売の効果について、公証法学、査読無、43号、2013年、1頁～29頁

青木哲、不動産に対する差押え・仮差押えに抵触する処分の効力と処分後に開始される手続について、現代民事法の実務と理論(きんざい)、査読無、下巻、2013年、1257頁～1291頁

青木哲、預金債権の特定と超過差押え、新民事執行実務、査読無、11号、2013年、104頁～114頁

青木哲、ドイツ法からみた金銭執行の実効性確保、判例タイムズ、査読無、1383号、2013年、58頁～79頁

青木哲、不動産執行における執行債務者と所有者の関係について、民事訴訟雑誌、査読無、58号、2012年、147頁～154頁

青木哲、権利能力のない社団に対する強制執行の方法、民事執行・保全判例百選(第2版)(別冊ジュリスト208号)、査読無、2012年、19頁～20頁

青木哲、権利能力のない社団の債権者による第三者名義で登記された不動産の仮差押え、判例セレクト2011[II](法学教室378号別冊付録)、査読無、2012年、27頁

〔学会発表〕(計3件)

青木哲、無効な債務名義に基づく強制競売の効果について、日本公証法学会、2013年6月8日、名城大学

青木哲、権利能力のない社団の不動産に対する強制執行と民事保全、日本民事訴訟法学会関西支部、2012年2月4日、堂島ビルディング(大阪市)

青木哲、不動産執行における執行債務者と所有者の関係について、日本民事訴訟法学会、2011年5月14日、一橋大学

〔図書〕(計1件)

三木浩一編著、古賀政治、大坪和敏、今井和男、山本和彦、青木哲、坂田宏、大濱しのぶ、中野貞一郎、浜秀樹、青林書院、金銭執行の実務と課題、2013年、380頁(173頁～218頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 哲(AOKI、Satoshi)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40313051

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし